

憲政資料室運営要領

(平成元年三月二十八日館長決定第三号)

改正	平成	十四年	三月三十一日	館長決定	第二号
	同	十四年	十月	三日	同
	同	十六年	九月二十八日	同	同
	同	二十三年	六月二十三日	同	同
	同	二十九年	十二月	八日	同
	令和	三年	四月	一日	同
	同	四年	三月二十九日	同	同

(趣旨)

1 憲政資料室の運営については、国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号。以下「規則」という。）及び国立国会図書館中央館における資料の利用並びに中央館及び支部図書館資料の相互貸出しに関する規則（令和四年国立国会図書館規則第二号）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(閲覧に供する資料の範囲)

2 憲政資料室においては、日本の近代及び現代の政治に関する史料その他利用者サービス部政治史料課が所管する図書館資料（以下「資料」という。）を閲覧に供するものとする。

(閲覧の許可を必要とする資料)

3 資料は、規則第二十七条に規定する閲覧の許可を必要とする資料とする。

(閲覧の許可の申請)

4 資料の閲覧の許可を受けようとする者が提出する閲覧許可申請書は、憲政資料室カウンターで受理するものとする。

(閲覧の許可)

5 資料の閲覧の許可は、利用者サービス部長が与える。

6 資料の閲覧の許可の有効期間が経過したときには、継続して資料を閲覧する必要が認められる場合であっても、改めて閲覧許可申請書の提出を求めるものとする。

(許可の取消し)

7 利用者サービス部長は、規則第二十三条の規定により入館を拒まれ、又は退館を命じられた者については、資料の閲覧の許可を取り消すことができる。この場合において、閲覧許可証の交付を受けた者については、これを返却させるものとする。

(請求資料の数)

8 憲政資料室における規則第三十一条に規定する数は、請求中のもの（第十二項の規定により閲覧の予約を受け付けているものを含む。）及び未返却のもの（の数を含め、二十点以内とする。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。）

(返却の場所)

9 閲覧を終えた資料（開架資料を除く。）は、憲政資料室のカウンターに返却するものとする。

(資料の室外閲覧の禁止)

10 資料は、憲政資料室の外で閲覧に供してはならない。

(所管外図書館資料の閲覧の禁止)

11 資料以外の図書館資料を憲政資料室で閲覧することは、認めない。ただし、資料と併せて閲覧する必要が特に認められるときは、この限りでない。

(資料の返却時に行う閲覧の予約)

12 利用者から請求を受けて閲覧に供した資料を次の閲覧日（閲覧業務を行う日）をいう。以下この項において同じ。）以降も当該利用者の閲覧に供する場合は、当該資料の返却を受ける際に、別に定める資料予約票を提出させることにより、当該資料の閲覧の予約を受け付けることができる。この場合において、当該利用者から予約を受け付けることができる資料の数は、予約の申込みを受け付ける閲覧日一日につき二十点以内とし、当該資料を閲覧に供する日は、予約の申込みを受け付けた閲覧日から五閲覧日以内で当該利用者が指定する日とする。

(複写)

13 寄託文書及び国立国会図書館が原本を所蔵しないマイクロ資料（公刊されたものを除く。）の複写については、当該複写の申込みの際に、寄託者又は原本所有者の承諾書（当該承諾書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

う。）を含む。）を併せて提出させるものとする。ただし、国立国会図書館が承諾を得たものについては、この限りでない。

(利用者に対する注意)

14 資料に基づく研究成果の発表に当たっては、その資料に関する者の名譽、プライバシーその他の人権の保護に十分配慮すること及び法律上の問題が生じたときは利用者がその責任を負うものであることについて、利用者の注意を喚起するものとする。

附 則

この要領は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日館長決定第二号）

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十月三日館長決定第十九号）

本件は、平成十四年十月七日から施行する。

附 則（平成十六年九月二十八日館長決定第六号）

本件は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二十三日館長決定第十一号）

本件は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月八日館長決定第五号）

本件は、平成三十年一月五日から施行する。

附 則（令和三年四月一日館長決定第二号）

本件は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日館長決定第二号）

本件は、令和四年五月十九日から施行する。